



国業者に対抗する必要というような点を考慮いたしまして、会議の結果は、一応事件としては取上げない。今後硫安協会なり、あるいはメーカーの動きを監視して参る、こういうことで、一応そういう結論に達した次第でござります。

「本要綱は、輸出契約価格が国内販売価格を下まわる場合に、その差額の一部を各社の共同負担において補償し、もつて強力なる輸出促進をはかることを目的とする」と明確にしております。いわゆる生産費を下まわる場合ということは言つておりません。すなわち農民が買わされる価格、国内価格を下まわった場合とということになるので、私どもは農民の犠牲による、いわゆる業者の海外市場開拓のためのダンピングだという見解を持つものであります。生産費を割る場合に各社が共同しておやりになりますこともけつこうであります。また輸出そのものには絶対賛成である。しかしこの目的にある輸出開拓に阻害行為をやろうというのではありません。輸出そのものには絶対賛成である。しかしこの目的にある輸出契約価格が国内販売価格を下まわる場合にというこの一点から、明らかにこれは内地の農民を犠牲にして、海外市場開拓の美名のもとに、ダンピングをやつておる。そこから私の独占禁止法の第四条、あるいは事業者団体法の第五条に該当するものであるという見解をとらざるを得ない。今委員長は、事

おつしやいました。私は単なる輸出の問題でありますならば、国内価格と同様な価格で海外市場を開拓するあるいは海外市場の価格と国内価格を同一の価格に置いて業者が出血される場合では、別に独禁法をかざしたり、不当競争業者を圧迫したりしようという考え方ではないのであります。問題の発端はござりますから、ただ單なる輸出問題としてお考えになるということは、少し公正取引委員会としての御措置が甘いのではないか。もう少しして御検討になる必要がありはしないのか。こういうことをお聞きしておるのであります。

にはその存在の意義を明らかにし、全  
国民の四割五分を占める農民を犠牲に  
しておるという事実を、私どもは信じ  
て疑いません。そういう見地から、勇  
敢なる措置を今後も引き続きとられんこ  
とを要望いたしまして、昨年の輸出の  
際の問題は一応この程度にとどめま  
す。

第二点の問題でありますと、それは  
今月の十二日に、衆議院は昨年末の本  
委員会の決議に基きまして、院議をも  
つて肥料價格の引下げについて必要な  
措置を講ずべきことを決定いたしました。  
一方政府は肥料対策委員会を設置  
いたしまして、おのづの立場から、  
この春肥問題に端を発する肥料安定帶  
價格の是正の問題が、非常に大きくな  
つて来ておることは御存じの通りであ  
ります。ところが最近の状況を見ます  
るのに、去る二月二十四日、硫安協会  
は東京会館で需給委員会を開催し、そ  
の委員長は東洋高圧の野村常務が委員  
長である由でありますと、その委員会  
において、春肥の取引價格について検  
討し、全購連渡しの建値を、二月から  
五月まで一応の話合いのついた價格の  
ほとんど最高價格をもつて決定し、そ  
れを一方的に発表しております。この  
事実は、輸出の場合と異なりまして、  
明らかに独占禁止法の第四条に抵触す  
ると思う。輸出の場合には、まだ海外  
市場の開拓という一つの大きな面も含  
まれておりますから、委員長も二十五  
日の毎日新聞においては、寛大の措置  
を必要とするというふうな談話を発表  
されたことと思いますが、その事実を  
御存じでありますか、この点からお伺  
いいたしたい。

協会の審議委員会の建値の発表につきましては、その直後から委員会におきまして調査を開始いたしまして、ただいまその調査の途中でござりますが、その調査の結果を一応申し上げたいと存じます。まだ調査中でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、たゞいままで調べました結果によりますと、この委員会におきまして、今お述べになりましたような建値を発表いたしまして、この発表を法律的にどういうふうに見るかという点が問題でございますが、結局疏安のメーカーが集まりまして、委員会という形式を通じて一本の価格をきめ、かつその価格によつて取引をすることを決意いたしたものと見られますれば、これは明らかに独占禁止法の問題並びに事業者団体法の問題になるわけでござります。つまり疏安協会の行為としては、事業者団体法の第五条に触れますと、それからその疏安協会を通じまして個々のメーカーがその価格を維持するという共同の行為があるといふことになりますれば、御指摘の第四条との問題にもなりますし、ひいては第三条の取引制限ということになると思われるのですがござります。これにつきましては、疏安協会側からいろいろ聴取いたしました今までの弁解といたしましては、結局御承知の安定価格といふものがあるのであるから、この安定価格の中できめたことは、別にさしつかがないのであるというような弁解、あるいは安定価格そのものがなほだ酷なものであるといふように主張などしておるのでござる。

ますが、しかしこれは御承知のようになりますが、安定価格は上限と下限がありますので、個別に全購運等と契約するという趣旨があつて、結局その価格の間におきまして、おのづかのメーカーの採算を考えた趣旨だと考えられますので、その中で始めたからそれで当然いいといふりくつは出て参らぬいと思うのでござります。結局その価格の中におきましても、一本の価格で取引をするということを決定いたしましたれば、これは明らかに競争を制限するという趣旨がございまして、独占禁止法また事業者団体法の問題になるとおもいます。なお安定価格そのものがはなはだ酷であるといふうな点につきましても、これは御承認のように、穀安の生産費につきましては、私どもの委員会でも、從前からいろいろ検討いたし、各会社、業者から、昨年九月以降そのコストを出してもらひまして、それを中心にいろいろ研究いたしておりますが、今までの私の調査いたしまして、あの安定価格で非常に苦しむ業者といふものはきわめて少數でございまして、その他の業者が申します中で十分採算がとれるといふように一応われくへ見ておりますので、やむを得ない事情として業者が申しますそういうような事柄も、そのまま受け入れることはできないようと考えております。従いまして、なお今後この問題は慎重に検討いたしまして、先ほど申しました輸出の問題とは全然問題が違いますし、非常に農家に対する影響も大きなものがありますので、さらに調査を進めまして、もし違反といふことが確認されますれば、はつきりした

○足鹿委員 相当明瞭な御所見を承りまして非常に参考になつたのであります。ですが、私は先刻も申しましたように、いざらに独禁法を振りかざして業者に迫つて行くというのではなく、特に今度の場合、委員長が今述べられた点でもう一つ私は強く御所見を承りたいと思うのは、全購連は、農民がつくった自主的な組織であります。しかも法律的な裏づけのある団体である。日本の取扱い量の五〇%以上を占めておる。従つて全購連以外に農民を代表する機関は、肥料に関する限り今のところないわけである。私どもが一番遺憾に思ふ、かつ問題にしておるのは、なるほど八百九十五円から八百二十五円の一つの振幅度の安定帶が出た。これはいろいろ各方面の苦心によつて、不満足度あるが一応そういうものが出来た。従つてそれをどこにおちつかしめるかといふことについては、当然全購連との間に話し合いを持つべきものとわれくは解し、また政府もしばくそういうことを——商行為の中へ介入することは自分たちとしては好ましくないからこれは全購連とメーカーとの間に話し合をするべきであるという前提に立つておつたと思う。ところが二十四日に東京会館で委員会を開き、建値を決定し、しかも二月から五月までのものをきめて、そして一つの紙切れを全購連に、かようすに決定したからそれであれ、こういう態度は情状酌量の余地は少しもないと思う。院議をもつて政治的な圧力を加えられたとか、いろいろ見ることができませんでした。そこに一つの問題があると思う。出血の問題ある

いは農民犠牲の問題を別にして、ただ単なる輸出の問題ということになりますが、私どもとしては純粹理論としてそこに情状の余地があつたという委員長のお考えにも若干同感の点もありますが、この問題だけは許せない。従つてこの点につきましては、特に委員長の勇断を求めていた。特に昭和二十二年七月に独禁法が改正になつて、委員長の身分は天皇の認証によつて保障され、いわゆる権威ある存在としてあるのだ。従つてこういう点からもこの問題を不間に付せられ、あるいはうやむやになるようなことにもなりますと、さらにまた深刻な問題として発展をして行かざるを得ないとと思うのであります。私的独占禁止法に抵触するそうだから、今後は全購連と疏安協会は話はしない、全購連と各メーカーと個々に折衝したらどうか、こういうふうにうそぶいておる。言語同断といわざるを得ない。何らの反省の色もありません。輸出の場合等についての過去にとつた措置に対しても反省の色もなければ、今までとつたのも政治的圧力でやられたと、いかにも自分たちのとつたことが当然のように、今までの自分たちの違反行為は捨てて、今度は法に抵触するからお前たちかつてに取引をやつたらいいだろ、こういう態度は、農民のみならず広く一般国民がこういう態度を見て、これに対して断固たる処置が講ぜられないということになりますならば、法律はあつてなきがごときものになり、従つて法律に対するところの不信を呼び、公取委員会の存否の

問題になつて来ると私は思うのであります。そういう点から、特に強い御所信をもう一度承りたいと思います。具体的にお尋ね申し上げたいことは、二十四日の協会のとつた態度に対し、委員会をお開きになつた事実がありまづか、もしあつたとすれば、具体的にはどういう御相談をなさいましたか、お伺いいたしたい。

○横田政府委員 この問題についてまだ正式の委員会は聞いておりませんが、先ほど申しましたように、二月二十四日のこの建値決定が発表されますや、ただちに事務局におきまして調査を開始いたしまして、近々にその結果を委員会の議にかけまして検討いたしますという段階になつております。

○足鹿委員 最後にもう一点伺いたいのですが、今までおとりになつた措置は大体わかりました。問題は今後でありますが、去年の輸出疏安の際の結論は、お考え方にも若干躊躇されたような点もあり、若干日にちが遷延したことは免ないとと思うが、今度ははつきりしておる。従つてこれに対する御結論はいつごろおやりになることありますか、大体の今後の見通し、また今後るべき措置についての方針というようなものをお伺いいたしました。

先刻私に対する御答弁で、硫安の生産費の問題は、二十七年の九月以降調査をしておる、苦しい業者はきわめて少い、今度の安定帶価格の範囲内で採算は十分とり得るという見解を持つておるということでありましたが、その御調査になりました、あるいは研究になりました内容について、明らかにし

○横田政府委員 第一の、いつ正式な措置をとるかという問題につきましては、ただいまの予定では、大体来週中に委員会を開きまして、何らかの方針をきめたいと思つております。なおその結論は、結局五人の委員会で決定いたすことでありますから、ここであらかじめ何とも申し上げられませんが、きょうお述べになりました御趣旨をよく体しまして、慎重に検討いたしたいと思います。

それから疏安のコストの問題につきましては、昨年の九月にかなり取調べをいたしましたが、この問題は、実は極秘ということで、特に各社からいろいろ出してもらいましたような関係もございまして、この点はいすれ正式な問題、たとえば審判というようなことになりますすれば、自然にそういうことはある程度出て参ることと存じますが、その内容を詳しく申し上げることには、もう少し時期をいただきたいと考えます。

○足鹿委員 お立場もあろうと思いますが、今一番問題になつておることは、やはりコストに関連しておるのであります。これが結局重点になるわけであります、このコストは十四社各社別の九月以降のものを御調査になつておりますか。

○横田政府委員 九月には十四社全部から各社別のをとつております。

○足鹿委員 そのとき一回の御調査でありますか、その後も、輸出の問題が起き、あるいは最近の経済情勢の変転に備えて御調査になつておりますか。

○横田政府委員 昨年の四月と九月と二回いたしております。

○川俣委員 十四社のお調べの中で、電解法に基いての最低のコストと最高のコストの開き、またはガス法による最低と最高の開きはどのくらいあるか。これは会社の名前はあげにくいと思いますが、その開きくらいは言えると思います。なお統制時代における開きは二割四、五分あった。今普通証券界あるいは財界からは、依然として四流、三流会社と一流会社の開きはもつと増大しておるのであろうといふうに認められておるようですが、そのような結果が出ておるか。

○横田政府委員 この点は詳しい数字の問題でございますので、当委員会の調査課長からお答えいたしたいと思います。

○岸川説明員 御質問にございましたように、コストはまことに調査の困難なものでございまして、われく一応調査はいたしましたけれども、そのコストがはたして正確なものであるかどうか必ずしも保証しがたい点もござります。従いまして、私どもが調査いたします場合のコストも一応の標準として見ておる程度でございます。ただし御質問のございましたように、電解法とガス法、あるいは石炭のみを使う方法の三通りございますが、会社によりまして電解法のみのものもございまますし、電解法とガス法を併用しているところもござります。またガス法のみの会社もございます。ところがまた併用しておる会社もございまして、一般的にこれらの間のコストを平均した形でわれくの方に報告して参つておるところもございますので、どの場合にどういうコストであるかということをここで申し上げることはまことに

困難でございます。というのは、御承知のように電解法はコスト的にはトン当たり三千円ないし場合によつては六千円から安いはずであるといわれておりますけれども、ただいま電解法の操業率は六割数分しかございません。従いまして、当然安かるべき電解法でもガス法と幾らもかわらないようなコストになつておるようになりますと、一応見ております。一般論としましては、電解法とガス法との間には数千円の開きがあるべきですが、現在の実際の操業の実情から申しますと、併用その他の関係から、各社の間にそろ大きな開きがあるわけでもございません。われくの御報告でできる範囲は、いわゆる専門家ではございませんので、業者の方から参りましたコストをただ見ておるという程度でございません。されど、これ以上詳しいことは差控えるのがあるいは当然ではなかろうかと思ひますので、この程度だけお答え申し上げます。

点に立つてお尋ねしているのです。どのくらいの開きがあつたかくらいが発表できぬようではしようがない。幾らであつたかということを聞いておるのではない。最高と最低とどのくらい開きがあつたか、また過去の統制時代の開きと今とはどのくらい違つておるか。このくらい抽象的なことが答弁できぬことはないと思う。

○岸川説明員 ただいまわれ／＼の方に到達いたしておりまするコスト表が正確であるかどうかは別といたしまして、ただいまの御質問に対しまして一番高いと思われる肥料会社のコストは、硫安の場合に二万六千円以上になつております。それから一番安いと思われますところは一万九千円弱となつております。これらの間の加重平均を見ますると、二万三千円程度になります。

○足鹿委員 私はもう一点で質問を打ち切りたいと思います。今月の二十五日に、先刻來私が問題にしておりました硫安協会の建値発表の後におきて、本委員会において、廣川農林大臣に質問をいたしました。独裁法の問題いろいろな問題について質問をいたしましたのであります。そのとき農林大臣は私に対しまして、農林省としては春肥の契約価格は平均八百六十円程度が妥当であろう。二十四日メーカーが発表した建値に対し、農林省としてはきわめて不快に思つておる。公取委員会と折衝の上、もし独裁法、事業者団体法の違反の事実があれば、政府はメーカーに対して嚴重な警告を發するであろうという旨の答弁をいたしておりましたが、公取の方としては、農林省から具体的に折衝あるいは協議——公式、

非公式たるを聞いませんが、その事実がありますか？どうか、その点を最後にお伺いいたしたいと思います。問題は要するに先回の輸出の問題といい、今度の硫安協会のとつた春肥の建値の問題といい、私ども非常に遺憾に思つておりますことは、日本の肥料工業は終戦後において、特に硫安の場合は十八万トンの生産量しかなかつた。それが現在二百万トンにも及ぶという飛躍を遂げたのは、個々のメーカーの努力もさることながら、国の財政投資、あらゆる面におけるところの保護育成の対策がこれに伴つて、今日の復興を見たものと私は信じておる。こういう面から、しかも一面政府は食糧増産の計画を、不十分であるが一方において推進しようとして、この経営費のうちに、自家労賃に次いで一番大きなウエートを占めるものは肥料である。この問題を具体的に解決せしめて、口に食糧増産を呼号いたしましたが、問題にはならないと思います。そこにこの問題が私は非常に重大な問題としての意義を持つておると思うのであります、そういう点からも関連して重大視し、これの急速な解決をこい願つておるものであるわけであります。どうか横田さんにおかれましては、私どもがただ單にメーカーを圧迫し、輸出を阻害するというふうな単純な考え方ではなくして、國の食糧増産の推進の重大な一環であるということ、また日本の海外市場の開拓なくして、日本の肥料を中心とする化学工業の進展もあり得ないということ、また今後肥料工業の近代化なりあるいは合理化を行わんとする場合には、必ず國の施策がこれに伴わなければ、容易にこの問題は解決しな

い。そういう観点からみまして、いたずらに國家権力の介入を拒否し、話合いできめるべきものまでも、これを全然とり合はず、独善的な態度をとつておる現在のメーカー側の態度に対しましては、われ／＼としては、このような態度を改めない限り、国民の意思機関である国会としては、政府がいかような対策を講じようとも、われ／＼は国の援助その他を譲ることに對しては断固反対する。さような不心得な業者の私益追求のものに対しては、われわれは断じて國の支援を与えるべからず、こういう結論に達せざるを得ないのです。これはただ単に私どもが公式的に問題を割り切つて、いたずらに矯激な議論をしておるのではなくして、眞に日本の肥料業界の将来の問題、あるいは日本の食糧の問題、農民経済の問題、そういう一連の関連において、きわめてわれ／＼は真摯な態度をもつてこの問題を取り扱つておるといふことを最後に申し上げまして、われわれの意とするところを十分くまれまして、公正かつ慎重、しかも勇断をもつた態度で、本問題の適當なる処置を講じていた。たくことを強く／＼要望申し上げまして、私の質疑を終りたいと思ひます。

が決定され、そしてそれが一般に発表されたというこの事実は、これはあなたが御指摘になりました事業者団体法の第五条の第一項ないし第四項に触れる、はつきり触れるわわれくは解釈するのですが、委員長はそう解釈しませんか。委員長は委員会を代表する責任者でありますから、委員会が議論を討論をした後でなければ何とも解釈は発表できぬとおつしやいますか。これだけはつきりした具体的な事例があがつておるものに対し、抵触しないと解釈しますか、抵触すると解釈しますか、これをはつきり伺いたい。

○横田政府委員 ただいまのお話の点は、一応触れるというふうに認められますので、その点は事業者団体の問題としまするときわめてはつきりしておるのでございますが、さらにその裏に各メーカーのいわゆる話し合いといふものがあるかどうかという点が一つの次の問題でございますので、それらの点もあわせて検討いたしておる次第でございます。

○井上委員 この二十四日の東京会館で開きました需給委員会は、今まで調べたところによると、どういうメーカーがお集まりになつておるのか。

○横田政府委員 各社の業務部長が出でるというふうに、取調べの結果はなつております。

○井上委員 十四社全部ですか。

○横田政府委員 その日に全部出でつたかどうか、はつきりわかりませんが、大体出でつたと思います。

○井上委員 このことは、あなたの方の結論を出される上に非常に重大な要素になる。それに何ぼ出ておつたかわか

らぬというようなことでは、どい網をかぶせるのかがよがないじやないか。どこへの会社が出ておつたことがはつきりしなれば、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する会社がこれへ、これは抵触しないと、こうはつきりしなければ……これに参加したもののはつきり抵触しますよ。そう解釈してさしつかえないと思いますか。どうです。

○横田政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ調査を始めました段階でございますので、いずれ正式に取上げます場合には、ただいまお示しのような点は、もちろんきわめて明らかにいたしまして、処理いたしたいというふうに考えております。

○井上委員 次に伺いますが、この問題は当然われ／＼は二つの法律にひつかかると解釈をいたしております。ところが、相手もさるもので、何とかひつかからぬようにしてようと考えることは、あなたのさきからの御答弁でもうかがわれるところで、一つは値段をきめるについて、個々のメーカーと話合いをすることが困難であるので、できるだけ団体的な話をしたい、こういう全購連側及び政府側のあつせんによつて、確安協会を中心とした団体交渉が行われた、向うはこういう立場に立つておるのであります。ところが、団体交渉の場合においても、さきにお話のように、上限価格と下限価格をきめ合つておるのであります。ところが、団体交渉の場合においても、さきにお話のように、一方商社の取引で、その間における各社自由の取引、こういきめ方は、一般的の物価を安定させ、国民生活を安定さすという広義の解釈から一向ひつからないと私は考えております。ところが今度のよう

に、何月はこの価格、何月はこの価

格、地方別、月別にはつきり規定して、値段もはつきりきめてしまつて、これを下部の加盟会社に全部流し、相手方にもそれを指示する、こういう行為がとられるところに問題があるのであります。従つて、団体交渉によつてこういうことをやつたことは決して違反にはならぬ、そういう解釈は私は逃げ言葉でございます。

○横田政府委員 大体おつしやる通りでござります。

○井上委員 今一点。かりにあなたの方は、あなたの方はどう処置しますか。○横田政府委員 それは口だけでなく、真に取消したものかどうかは、やはり今後の動きを見なければわからぬと存じます。取消したと言ひながら、各社別に交渉してみて、結局全部がこれで建値以外の額では取引しないといふことがありますれば、いくら取消しても、そこに共同の行為があるといふことになりますれば、いくら取消しても、そこには問題にあつて解釈されると思います。

○井上委員 相手は當利主義を中心とした営利会社でありますから、その場

合、全購連がたとえば安定価格のうちで、全国的な取引の実勢に基いた実勢の相場によつて、ある会社にこの価格で出してくれ、こう言いましても、常にむずかしくしますれば、協会がそういう政治的な含みで、一応決定したものを取消して、正常な取引を発表した以上は、ひつかるといふ建前で行きますか。これは問題を非正する法律の提案趣旨について政府の特例に関する法律案を順次議題といたします。

○坂田委員長 それではこれより去る二月二十五日本委員会に付託になります。内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、同じく二十六日付託になりました内閣提出、農業灾害補償法の一部を改正する法律案及び農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案を順次議題といたし、審査に入ります。

21 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のよう改止する。  
第四条中「政府は、前条の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五百号）の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」を「貸し付ける場合には、前条の計画を準拠しなければならない」と改め。」に、同条第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

3 国家公務員等に対する退職手当の規定を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。  
(退職手当)  
第十七条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第三十六条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中「及び附則第二十項」を「附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、附則に次の二項を加える。

21 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のよう改止する。

第四条中「政府は、前条の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第五百号）の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」を「貸し付ける場合には、前条の計画を準拠しなければならない」と改め。」に、同条第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

3 国家公務員等に対する退職手当の規定を加える。

臨時措置に関する法律（昭和二十一年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中〔支給される職員（以下「職員」という。）の下に「農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。〕を加える。

○廣川國務大臣 ただいま上程せられた  
ました農林漁業金融公庫法の一部を改  
正する法律の提案の理由を御説明申し  
上げます。

農林漁業の生産力を増強するため必要な長期かつ低利の資金を積極的に導入する機関としての農林漁業金融公庫については、昨年末法律の施行以来諸般の準備を取進めしており、四月一日をもつて発足する予定になつてゐるのですが、昭和二十八年度予算の編成に伴い、あるいは農山漁村電氣導入促進法の施行に伴い、さらには公庫の役職員の待遇に関する不適当な点を改善して公庫の運営の円滑を期するため等の理由により、ことに農林漁業金融公庫法につき、二、三の点に改正を加える必要を生じたのであります。以下改正案につき簡単にその内容を御説明申し上げます。

まず第一点は公庫の資本金に関する規定であります。公庫の資本金は、現行法においては公庫が農林漁業資金通特別会計から承継する資産と負債の差額に相当する額と定められてゐるのであります。が、昭和二十九年度における公庫の新たな貸付資金二百四十億円の資金源の一部として同年度において一般会計より百億円の追加出資が行われることになつており、これを公庫法に明示する必要があるのであります。

**坂田委員長** 次に、農業災害補償法一部を改正する法律案及び農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特別に関する法律案の両案について趣旨の説明水めます。廣川農林大臣。

つ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

第二十六条第一項中「一箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

行政部が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

**附 則**  
この法律は、公布の日から施行する。  
**2 改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号及び第六百六条の規定は、水稲、陸稲及び蚕繭については昭和二十八年産のものから、麦については昭和二十九年産のものから適用する。**

として、公庫が電気導入施設に対し貸付を行う場合は全国農山漁村電気導入計画を基準として行うものとするとともに、電気導入施設に対する貸付の条件を緩和するため公庫の貸付条件のうち、農林漁業者の共同利用に供する施設に対する貸付金の償還期限及び据置期間の最長限度をそれべく二十五年及び三年と改めるのであります。・

律第百八十五号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十二条第一項中「農作物共済」の  
下に「及び森林共済」を加え、同項中  
第三号を第四号とし、第一号を第三  
号とし、同項第一号中「全都道府県  
の通常其満額金標準率のうち最低の  
もの」を「最低率」に改め、同号を第  
二号とし、同項に第一号として次の

が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。  
第三十二条に次の二項を加える。  
任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行う。  
第三十二条の次に次の二条を加えよ。

第八十二条第一項但書中「第八十条第三項中」を「第八十条第一項から第三までの規定中」に改める。  
第八十四条第一項第二号中「共同目的春蚕繭」を「共同目的 春蚕繭  
及び秋蚕繭」に改める。  
第一百六条中「標準として」の下  
「次条第三項の規定による危険階  
の別に」を加える。

改正の第三点は、公庫の役職員に対する退職手当に関する点であります。従来公庫の役職員の退職手当について、は、一般職の公務員と同様に国家公務員等に対する退職手当の臨時指置に関する法律の適用があつたのであります。

が、本来身分が公務員でなく恩給制度の適用等もない公庫の役職員に対し、公務員と同一の規定によることは不适当でありますので、この際この法律の適用を排除し、公庫の退職手当の支給の基準については主務大臣の承認を要するものとするのであります。

準率のうち同号の規定により加えられた安全割増率に相当する部分を除いて得た率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその除いて得た率（以下この項において「最低率」という）の三分の一

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とし、第十三条の四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十三条の三とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 行政庁は、前条第一項

のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をし

「通常標準被害率を基礎として」、「通常標準被害率を基礎とし、必要な安全割増率を加算して」に改める。

第一百九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。

第一百十条第二号を次のように改める。

二 春蚕繭については桑の発芽から春蚕期の収繭をするに至までの期間、夏秋蚕繭については桑の發芽期から最終蚕期の

以上がこの法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

の申請があつた場合において、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反せず、且つ、その事業が健全を行つて、公

たときも、また同様とする。  
第八十条中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

繭をするに至るまでの期間  
第百十一条に次の二項を加える。  
前項の議決については、第四十  
三条第二項の規定を準用する。

の一部を改正する法律案及び農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案の両案について趣旨の説明を求めます。廣川農林大臣。

益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ず

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の農業災害補償法第十二

4 改正後の農業災害補償法第十一  
条第一項第二号の規定は、昭和二  
十八年産の水稻、陸稻、麦及び蚕  
繭から適用する。

第三条中「同法第十三条ノ四ニ  
於テ準用スル場合ヲ含ム」を削  
り、第四条中「第十三条ノ四」を  
「第十三条ノ三」に改める。

農業災害補償法に基く家畜共済の  
臨時特例に関する法律案

農業災害補償法に基く家畜共済  
の臨時特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、家畜共済の合  
理化に資するため、家畜共済に係  
る農業災害補償法(昭和二十二年  
法律第百八十五号)の規定に特例  
を設け、これを試験的に次条の農  
業共済組合及びその農業共済組合  
を会員とする農業共済組合連合会  
に適用することを目的とする。

(農業共済組合の指定)

第二条 農林大臣は、政令の定める  
ところにより、この法律により家  
畜共済を行なへべき農業共済組合を  
その農業共済組合の同意を得て指  
定する。

2 農林大臣は、必要があると認め  
るときは、当該農業共済組合の同  
意を得て前項の規定による指定を  
取り消すことができる。

(指定組合の行なう家畜共済)

第三条 前条第一項の規定により指  
定を受けた農業共済組合(以下「指  
定組合」という。)の行なう家畜共済

2 指定組合は、死廢病傷共済にあつては、農業災害補償法第八十四条第一項第三号に掲げる共済目的につき、同項第三号及び第四号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。  
(共済掛金率)

3 第四条 死廢病傷共済の共済掛金率は、政令の定めるところにより、は、政令の定めるところにより、定款で定める。

2 前項の共済掛金率は、農林大臣が定める共済掛金標準率を下つてはならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

3 前項の共済掛金標準率は、政令の定めるところにより、農業災害補償法第八十五条第二項の規定に基づき定められた死亡・廃用・共済に係る共済掛金標準率及び疾病傷害共済に係る共済掛金標準率を基礎として定める。

(共済金)

第五条 死廢病傷共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、農業災害補償法第一百六十六条第一項第一号の額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、政令の定めるところにより定款で定める方法によつて算定される損害の額に政令の定めるところにより定款で定める支払割合を乗じて得た額

(会計の区分経理)

第六条 指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、家畜共済事業に係る会計のうち指定組合に係る

**第七条** 国庫は、指定組合の組合員に対する補助の支払うべき牛又は馬の死廃病傷共済に係る共済掛金のうち農業災害補償法第百四十四条第一項第一号の定款で定める共済掛金の最低のものの二分の一に相当する金額から同法第十三条の二の規定により負担する金額を控除して得た額に相当する金額の補助金を当該組合員に交付する。

**2** 前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支払うべき共済掛金の一部に充てて、ため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

(報告の徵取)

**第八条** 農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合連合会から報告を徴することができる。

(審査会)

**第九条** 都道府県農業共済保険審査会は、農業災害補償法第百四十三条第二項各号に掲げる事項の外、都道府県知事の諮問に応じてこの法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

災害補償法第百四十四条に規定する事項の外、主務大臣の諮問に応じてこの法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

た際に指定組合との組合員との間に現に存する死亡廃用共済関係及び疾病傷害共済関係は、その指定の時の属する共済掛金期間の満了の時又は当該共済関係の共済目的たる家畜について死廃病傷共済の共済責任が始まる時のいずれか早い時までは、なお従前の例により存続する。

4 前項の死亡廃用共済関係及び疾病傷害共済関係が死廃病傷共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払いもどさなければならない。

5 前項の場合には、農業共済組合連合会及び政府は、まだ経過しない期間に対する保険料及び再保険料を、それぞれ当該農業共済組合連合会に払いとさせなければならない。

6 第四項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料及び再保険料は、この法律の規定により払い込むべき共済掛金、保険料及び再保険料とそれそれ相殺することができる。

7 農業災害補償法第百十三条第一項各号の一に該当するに至る前二年以前から死亡廃用共済関係が継続していた家畜は、同項の規定にかかわらず、死廃病傷共済に付することができる。

8 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 農業災害補償法に基くる。





おる作物を、どうして総合的に保護し、また総合的に消費計画を立てないかということに、私は非常に疑問を持つたのであります。それに対しても農林大臣はどういうふうにお考えでありますか。

○廣川國務大臣 酒の増石についてのお話であります。なるほど絶対量が足らないのに酒の増石になぜ米をつぶすかということは、これは一応こもとも聞いておりますが、しかしこれはいわゆる濁酒その他で費す米の量は大体二百万石から三百万石と推定されておるのであります。特にただいまいもを原料とするアルコールの製造は、各醸造家において——ほとんど大醸造家は設備を持つてないところはないくらいに持つておるのであります。また酒についても一定度の混入を強制するくらいにして認めておるのであります。かよくなことからいたりまして、そうしてある程度のアルコールを混用して市販にいたしております。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、去年より多少ふやしておりますが、これによつて密造酒を防ぐことがかえつて日本の中を正常的に流すことに便利だと考えてやつておるのであります。それとまたアルコールを酒に混用することとは、合成酒はもちろんであります。が、一般日本酒にも当然これは入れてやつておりますので、今までの日本酒に対するいわゆる慣習をこれによつて満たす、そうして濁酒の密造を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

に見ておるのであります。それがあります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいよあるいはかんじよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいよ、かんじよが実際の主食と代替され得るよう、われくは努力をいたしました。これがなかなか余地がある。りつぱな陸稻やその他の作物のできない所でも、かんじよ、ばれいよならできる土地が内地にはたくさんあるのであります。まだ北海道でもあるのであります。これを大事な米をつぶして、群馬、埼玉等が特に多いのですが、せんべいの種といふか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれくとしては、非常に関心を持つて今まで見ておつたのであります。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、これらはわれくは何か手を加えなければならぬと考えておる次第であります。

○廣川國務大臣 これはあきらめどろこのことはないのではあります、ばかり等は内地で足りなくて、内地の食糧のみならず東南アジアに輸出する大事な食糧品であります。それからまた北欧等に見られるように、ばれいよを実際主体として食糧を考えているように、ばれいよは、それが食べて、余つたものはこれは家畜の明るさを私ども持つておるわけでありますが、私どもいたしましては、それが食べるといふことに対しては、「一面米を菓子原料その他せんべい等につぶされる量が非常に多い」ということが考えられるといふことに対しては、「一面米を菓子原料その他せんべい等につぶされると、またアルコールを酒に混用することによって密造酒を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

に見ておるのであります。それがあります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいよあるいはかんじよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいよ、かんじよが実際の主食と代替され得るよう、われくは努力をいたしました。これがなかなか余地がある。りつぱな陸稻やその他の作物のできない所でも、かんじよ、ばれいよならできる土地が内地にはたくさんあるのであります。まだ北海道でもあるのであります。これを大事な米をつぶして、群馬、埼玉等が特に多いのですが、せんべいの種といふか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれくとしては、非常に関心を持つて今まで見ておつたのであります。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、これらはわれくは何か手を加えなければならぬと考えておる次第であります。

○廣川國務大臣 これはあきらめどろこのことはないのではあります、ばかり等は内地で足りなくて、内地の食糧のみならず東南アジアに輸出する大事な食糧品であります。それからまた北欧等に見られるように、ばれいよを実際主体として食糧を考えているように、ばれいよは、それが食べて、余つたものはこれは家畜の明るさを私ども持つておるわけでありますが、私どもいたしましては、それが食べるといふことに対しては、「一面米を菓子原料その他せんべい等につぶされると、またアルコールを酒に混用することによって密造酒を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

に見ておるのであります。それがあります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいよあるいはかんじよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいよ、かんじよが実際の主食と代替され得るよう、われくは努力をいたしました。これがなかなか余地がある。りつぱな陸稻やその他の作物のできない所でも、かんじよ、ばれいよならできる土地が内地にはたくさんあるのであります。まだ北海道でもあるのであります。これを大事な米をつぶして、群馬、埼玉等が特に多いのですが、せんべいの種といふか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれくとしては、非常に関心を持つて今まで見ておつたのであります。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、これらはわれくは何か手を加えなければならぬと考えておる次第であります。

○金子委員 私どもの期待とは大分幅があるのですが、それにいたしまして、表から見ますと、去年より多少ふやしておりますが、これによつて密造酒を防ぐことがかえつて日本の中を正常的に流すことに便利だと考えてやつておるのであります。それとまたアルコールを酒に混用することとは、合成酒はもちろんであります。が、一般日本酒にも当然これは入れてやつておりますので、今までの日本酒に対するいわゆる慣習をこれによつて満たす、そうして濁酒の密造を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

に見ておるのであります。それがあります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいよあるいはかんじよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいよ、かんじよが実際の主食と代替され得るよう、われくは努力をいたしました。これがなかなか余地がある。りつぱな陸稻やその他の作物のできない所でも、かんじよ、ばれいよならできる土地が内地にはたくさんあるのであります。まだ北海道でもあるのであります。これを大事な米をつぶして、群馬、埼玉等が特に多いのですが、せんべいの種といふか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれくとしては、非常に関心を持つて今まで見ておつたのであります。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、これらはわれくは何か手を加えなければならぬと考えておる次第であります。

○金子委員 話が非常におもしろい方へ進んでおると思います。そこで私は大臣にほんとうに考えてもらわなくして、決してこのままこれを退歩させ上げ等についても十分注意を払つてやつておるようなわけであります。

○廣川國務大臣 これはあきらめどろこのことはないのではあります、ばかり等は内地で足りなくて、内地の食糧のみならず東南アジアに輸出する大事な食糧品であります。それからまた北欧等に見られるように、ばれいよを実際主体として食糧を考えているように、ばれいよは、それが食べて、余つたものはこれは家畜の明るさを私ども持つておるわけでありますが、私どもいたしましては、それが食べるといふことに対しては、「一面米を菓子原料その他せんべい等につぶされると、またアルコールを酒に混用することによって密造酒を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

に見ておるのであります。それがあります。しかしこのことについて、今までの計画配給のように、全部を計画的に配給することは私は考えておりませんが、しかし食生活の改善からして、ばれいよあるいはかんじよ等が小学校の児童を通じて食生活の改善なり、あるいは農林省における生活改善課の方を通し、あるいは輿論に訴えて、ばれいよ、かんじよが実際の主食と代替され得るよう、われくは努力をいたしました。これがなかなか余地がある。りつぱな陸稻やその他の作物のできない所でも、かんじよ、ばれいよならできる土地が内地にはたくさんあるのであります。まだ北海道でもあるのであります。これを大事な米をつぶして、群馬、埼玉等が特に多いのですが、せんべいの種といふか、これが非常に多く都市に向つて入つて来ておるのであります。これなんかもわれくとしては、非常に関心を持つて今まで見ておつたのであります。かよくなことからいたりまして、表から見ますと、これらはわれくは何か手を加えなければならぬと考えておる次第であります。

○金子委員 話が非常におもしろい方へ進んでおると思います。そこで私は大臣にほんとうに考えてもらわなくして、決してこのままこれを退歩させ上げ等についても十分注意を払つてやつておるようなわけであります。

○廣川國務大臣 これはあきらめどろこのことはないのではあります、ばかり等は内地で足りなくて、内地の食糧のみならず東南アジアに輸出する大事な食糧品であります。それからまた北欧等に見られるように、ばれいよを実際主体として食糧を考えているように、ばれいよは、それが食べて、余つたものはこれは家畜の明るさを私ども持つておるわけでありますが、私どもいたしましては、それが食べるといふことに対しては、「一面米を菓子原料その他せんべい等につぶされると、またアルコールを酒に混用することによって密造酒を防ぐよにいたしておるのであります。なおまたかんじよ、ばれいよについての総合的な食糧計画をどうして立てないか、こういふお話をございますが、これはわれくといたしましても食糧外

のを要する問題でない、また科学性を要する問題でないアルコール製造のときは、協同組合に對して許すという方針で行かれたらどうかと思うのですが、それに対し農林大臣はどうお考えになりますか。

○廣川國務大臣 いも、ばれいしょを農家の自給食品としてわれ／＼はこれを軽視するのではないのでありますて、ばれいしょ等もこれをフライにいたして牛乳と一緒に召し上ればりっぱな主食になることは先刻あなたも御承知の通りであります。決してこれをわれわれは阻害するのではないであります。その残つたものについての話をいたしておるようなわけであります。それからまた酒や何かを農民が自給するようにしたらいんじやないかといふことであります。実際東北地方において濁酒をつくつて飲んでおりますが、その結果は非常に胃潰瘍がふえて参つております。これは何か雑誌で読んだのであります。フレゼル油とか何とかいうそうであります。非常に有害で胃壁を痛めておるのが、現在東北地方に瀕死いたしております。こういう事実から見ましても、これはやはり政府が監督して、りづばな酒にして安く売つて行く方がいいじゃないかと考えております。それからまたアルコールの製造につきまして、まだ考えておりません。そこで政府が実はないであります。そこで政府もつております通産省所管になつておるあの工場すら、実は民間払下げをやつても売れないような状態でござります。ただ今後ほんとうに工業的価値が出て参りまして、ただいま私が言

いました合成樹脂等がこれによつて製造され、そして生ゴムをどんどく駆逐するというように、国内において生産されるような場合においては、協同組合にも一役買つてもらわなければならぬと考えております。

○金子委員 その問題はいま一点だけです。次に移りますが、農民が濁酒をつく、それが生理的に悪い結果を及ぼす、それが生理性に悪い結果を及ぼす、というようなことをいろいろ言われておりますけれども、これは、政府または資本家のもうかりそういう仕事は農民団体にはやらせないという結論なんですね。

○金子委員 その問題はいま一点だけです。現実にそんなんです。つまり農民が正月に各戸で甘酒をつくる、その麹をねせること自体も、農民の共同組織においてはなか／＼許さぬというよ

うな、実際にかけた今の考え方なん

です。ですから、農民を一番搾取してい

るのは大蔵関係なのであります。農民

が昔自給自足しておつたものを、政治

の近代化と一緒に法律化して、自給自

足の面を剥奪しておるのであります。

○金子委員 それは天災の多い日

本の農業について、これを共済でない

その他のことで考えたことがあるかど

うかということあります。私はや

はり共済の形がいいと思って、ほかの

不勉強だと申し上げるよりはかないの

ではありません。これだけ天災の多い国

ごときも共同醸造所をつくつて、自家

用醸造の工場は別にして政府が管理す

るならば一向にさしつかえない。従つてあなたが心配するように、密造酒の

ために胃潰瘍を起すというようなべら

ぼうなことは絶対にない。そういうこ

とを農民がふしげに思わないで、搾取

されることはあるまいだといふう

が、一番予算を使つてこの重大な

度を置く方がよいか悪いかということ

に対する農民の実際の考え方をあなた

にお示しする機会があると思います

が、一番予算を使つてこの重大な

度を置く方がよいか悪いかということ

について、まだ考えておらない、

この方法がよいと考えているのは不勉強だと考えますか……。

○廣川國務大臣 われ／＼じろうとで最初に入つて来て、このくらいむずかしい問題はないと思つて、いまだに検討いたしておるので、お願いするわけであります。

土地と多い土地とこれがまた非常に区別があるのであります。特に東北地方あたりは、今まで灾害々々と非常にやくなつたといふのが、ばたつとなくつてみたり、あるいは暴風地帯の暴風がな

いのであります。ところがこの作物が、大蔵は、農業共済という今の考え方、もつとくだいて申しますと、作物の災害を共済の形でやつて行けるか行

けないかという、根本的な掘下げをしてみたことがあるかどうかということを、まずお聞きしたいと思う。

○廣川國務大臣 非常に天災の多い日本の農業について、これを共済でない

その他のことで考えたことがあるかど

うかということあります。私はやはり

はり共済の形がいいと思って、ほかの

不勉強だと申し上げるよりはかないの

ではありません。これだけ天災の多い国

ごときも共同醸造所をつくつて、自家

用醸造の工場は別にして政府が管理す

るならば一向にさしつかえない。従つてあなたが心配するように、密造酒の

ために胃潰瘍を起すというようなべら

ぼうなことは絶対にない。そういうこと

とを農民がふしげに思わないで、搾取

されることはあるまいだといふう

が、一番予算を使つてこの重大な

度を置く方がよいか悪いかということ

に対する農民の実際の考え方をあなた

にお示しする機会があると思います

が、一番予算を使つてこの重大な

度を置く方がよいか悪いかということ

について、まだ考えておらない、

この方法がよいと考えているのは不勉強だと考えますか……。

○坂田委員長 金子さんにちよつと申し上げますが、災害関係の法律案も出

してありますから、災害の問題はこの次に

ありますから、こう考えるのであります。

あなたが今考えておらぬとするな

折にあります。

○金子委員 それでは委員長のお話があ

りますから、災害の問題はこの次に

ありますから、こう考えるのであります。

あなたが今考えておらぬとするな

折にありますから、もし何でしたらその

問題について、まだ考えておらない、

この方法がよいと考えているのは不勉強だと考えますか……。

○廣川國務大臣 貴森県の本日の新聞

に載つておることは、多分これはまだ現地においてはつきりわからぬと思いますが、実はわれ／＼の方で今調査いたしておりますので、調査をまつてはつきりしたことをお答えいたしたいと思います。

○金子委員 これは法案を審議するまでは全貌を明らかにして、われ／＼に報告していただきたいと思います。

最後にもう一点お願いすることは、去年問題になりました農林省設置法のうち、別表によつて営林局の変動といいますか、そういうのがあつたように思ひます。去年は握りつぶしなつたのですが、ことしはそれをどういうふうにお考えになつておりますか。

○廣川國務大臣 農林省の行政機構の一部を改正する法律案は、最初の方針通り出します。これは御存じのようだ、あるいは戦争中一部一時避難をいたした箇所であります。そしてまたその他の各河川の流域別に担当区域を変更したという簡単なことでありますのであります。本国会に提出いたしたいと思います。

○金子委員 この問題は単に戦争中役所の疎開だ、だからまた東京のまん中に持つて来るのだ、いふやうなお考へ方は、これは農林大臣にも似合わない話だ。一体この問題はすべての役所、すべての文化機関と、いうものが必要以上に大都市に集まり過ぎておる。だからむしろこういうふうな機関は地方へ分散する。いわゆる疎開したこと自体がいいことであつて、それをこんなにごちや／＼した東京のまん中へいろいろな機関を持つて来るという考え方に対する対しては、私はどうもあなたの考え方を承認できないのですが、しかしどう

してもこれを出しになるというならば、どうしても政府に対ししてこういう報告していただきたいと思います。

最後にもう一点お願いすることは、去年問題になりました農林省設置法のうち、別表によつて営林局の変動といいますか、そういうのがあつたように思ひます。去年は握りつぶしなつたのですが、ことしはそれをどういうふうにお考えになつておりますか。

○廣川國務大臣 農林省の行政機構の一部を改正する法律案は、最初の方針通り出します。これは御存じのようだ、あるいは戦争中一部一時避難をいたした箇所であります。そしてまたその他の各河川の流域別に担当区域を変更したという簡単なことでありますのであります。本国会に提出いたしたいと思います。

○金子委員 この問題は単に戦争中役所の疎開だ、だからまた東京のまん中に持つて来るのだ、いふやうなお考へ方は、これは農林大臣にも似合わない話だ。一体この問題はすべての役所、すべての文化機関と、いうものが必要以上に集まり過ぎておる。だからむしろこういうふうな機関は地方へ分散する。いわゆる疎開したこと自体がいいことであつて、それをこんなにごちや／＼した東京のまん中へいろいろな機関を持つて来るという考え方に対する対しては、私はどうもあなたの考え方を承認できないのですが、しかしどう

してもこれをお出しになるというならば、どうしても政府に対ししてこういう報告していただきたいと思います。

○坂田委員長 他に御質問はありませんか。

午後零時四十四分散会

○廣川國務大臣 これは必要以上に便利の悪い所へ疎開いたしておりますので、便利のいい所にやりたいということであり、また決して首切りなどということではなく、親切な態度をもつて従業員諸氏には臨みたい、こう考えております。

○金子委員 今私はこれで打切ろうと思つたのですが、必要以上に不便な所といふことでなければ、それはこれはよろしい。それから首切りはしないといふけれども、実際上一つの地域にあるものが、また二十里、三十里の所に居を移して行くことは实际上できない。だからこれは首切りにな